

北海道告示第 10490 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 5 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から大規模小売店舗の廃止について届出があった。

令和 6 年 3 月 22 日

北海道知事 鈴木 直道

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

長崎屋帯広駅南ショッピングセンター
帯広市西 4 条南 12 丁目 3 番地

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

みずほ信託銀行株式会社 支配人 小西 伸幸
東京都千代田区丸の内 1 丁目 3 番 3 号

(3) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

19,124 平方メートル

(4) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0 平方メートル

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が 1,000 平方メートル以下となる日

令和 6 年 3 月 31 日

(6) 廃止する理由

店舗閉館のため

2 届出年月日

令和 6 年 3 月 14 日